

**東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編 修正素案
に対する意見募集の結果について**

1 意見募集期間と意見提出の状況

(1) 意見募集期間

平成 27 年 11 月 26 日（木）から 12 月 17 日（木）まで

(2) 提出意見の総数

1 通、4 件

【内訳】

- ・ ボランティアに関すること 2 件
- ・ 地域復興協議会に関すること 2 件

2 意見の要旨と意見への都の考え方

該当箇所	意見の要旨	意見への都の考え方
第 1 章 復興の基本的な考え方		
3 復興を進める 「5つの方針」 方針 2	大規模災害発生時には多くの帰宅困難者が発生し、民間施設等でも受入対応を行うことになる。この際、ボランティアの協力は不可欠であるが、ボランティアを依頼した民間施設の側に損害賠償責任が及ぶため、ボランティアとの連携による救援活動の阻害要因となっており、この点を改善する制度設計が必要である。	ご指摘のとおり、帰宅困難者を受け入れる民間施設においては、いわゆる施設管理者への損害賠償責任の解決が課題となっております。今後とも、国に対して早期の法制度見直しを強く働きかけるなど、ボランティアとの連携を含む民間事業者の取組がさらに進むよう対策を推進してまいります。
3 復興を進める 「5つの方針」 方針 2	2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会は、多くの都民がボランティア活動に参加する機会になる。この機会を最大限に活用し、大規模震災時などに都民がボランティア活動に積極的に参加するマインドの形成や仕組みづくりなどを行うべきではないか。	東京都では、平成 26 年 12 月策定の東京都長期ビジョンにおいて、「2020 年大会を契機として、都民の社会貢献活動を一層促進」することを政策目標として掲げており、ボランティア活動の推進を中心とする「共助社会づくりを進めるための東京都指針」（平成 28 年 2 月策定）に基づき、今後、施策を展開してまいります。

第2章 復興プロセス	意見の要旨	意見への都の考え方
<p>2 地域復興協議会 （1）地域復興協議会とは （2）地域復興協議会の形成や活動</p>	<p>地域復興協議会の母体となる組織は、住民と企業が連携して構成し、地域の課題解決や地域の活性化に取り組むエリアマネジメント団体なども適当な組織だと考える。</p> <p>また、地域復興協議会の構成員には、住民だけでなく、商店や企業も加えることで、発災時の地域の自助・共助、復興の取組みなどがより実効性の高いものになると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域復興協議会は、平常時から地域活動を行っている様々な団体・組織が母体となることが想定され、その中には、エリアマネジメントを実施する団体も含まれると考えます。</p> <p>また、地域復興協議会の構成員には、被災した地域の事業者が加わることも想定されます。</p> <p>ご意見を踏まえ、本編に反映いたします。</p>
<p>2 地域復興協議会 （3）地域復興協議会への支援</p>	<p>エリアマネジメント団体などへの平常時の活動を支援することも、発災時の共助、発災後の復興の取組みの協力体制の形成を促すことにつながると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域復興協議会が発災時に有効に機能するためには、平常時からの地域活動を推進することが重要であると考えます。エリアマネジメントを実施する団体を含め、地域活動を推進する団体・組織がより活発に活動できるよう、支援に取り組んでまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、本編に反映いたします。</p>